

いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

長浜市立速水小学校

本方針は、人権尊重の理念に基づき、長浜市立速水小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、いじめ・虐待対応担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、該当学級担任、市教委等担当（必要に応じて）、専門的知識を有する者（必要に応じて）等による「いじめ防止対策委員会」を設置する。委員会は、必要に応じて開催する。

(2) 子どもを語る会

学期に1～2回、全職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通行動について話し合う。

3 いじめの未然防止や早期発見、いじめに対する措置等

(1) いじめの未然防止

■学級担任等

- ・クラス開きの時に「いじめ撲滅宣言」をする。
- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

■養護教諭

- ・学校保健委員会等、学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

■生徒指導担当教員

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。インターネット等情報関連については、情報担当職員と連携する。
- ・研修等を計画的に進める。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

■管理職

- ・全校集会などで、校長が日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動等の推進に取り組む。
- ・児童の自己有用感を高められる場面や困難な状況を乗り越えるような体験の機会等を積極的に設けるよう教職員に働きかける。

- ・いじめの問題に児童が主体的に参加する取組を推進する。(児童会によるいじめ撲滅宣言や相談箱の設置等)
 - ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。
- (2) いじめの早期発見
- 学級担任等
 - ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
 - ・休み時間、放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
 - ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
 - 養護教諭
 - ・保健室を利用する児童との雑談の中等で、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。
 - 生徒指導担当教員
 - ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
 - ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
 - 管理職
 - ・休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡視等において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。
 - ・児童や保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。
- (3) いじめに対する措置
- ア 情報収集をする
- 学級担任等、養護教諭
 - ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力をとまなう場合は、複数対応で)
 - ・児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴え、連絡があった場合は、真摯に傾聴する。
 - ・発見、通報を受けた場合は、速やかに関係の児童から聞き取るなどして、いじめの正確な事実把握を行う。
 - ・その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
 - ・いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
 - いじめ防止対策委員会
 - ・教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。得られた情報は、確実に記録に残す。
 - ・1つの事象にとらわれすぎず、いじめの全体像を把握する。
- イ 指導・支援体制を組む
- いじめ防止対策委員会
 - ・正確な事実把握に基づき、指導・支援体制を組む。(適切な役割分担を)
 - ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。
 - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- ウ 指導・支援を行う (いじめ防止対策委員会で決定した指導・支援体制に基づいて)
- ①児童への指導・支援
- いじめられた児童に対応する教員

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える。
- ・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える等、自尊心を高めるよう留意する。

■いじめた児童に対応する教員

- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる児童に指導を行っても、十分な成果を上げることが困難である場合は、所轄警察署とも連携して対応する。
- ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不安やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書等での的確に発散できる力を育む。

■学級担任等

- ・学級等で話し合う等して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせると共に、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてる等同調していた児童に対しては、それらの行為は、いじめに荷担する行為であることを理解させる。

■いじめ防止対策委員会

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官OB等の協力を得る等、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、児童の進級、進学や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

②保護者との連携

■学級担任を含む複数の教員

- ・家庭訪問（加害、被害ともに、複数対応で）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

4 関係機関との連携

市の教育委員会や各種関係機関との連携を図り、情報収集や研修、実際の対応における充実を図る。

5 いじめ防止等対策に係る評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価及び学校関係者評価を行い、その結果を教育委員会に報告する。

6 関係法令

(1) 教育基本法

①教育の機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②学校教育

第6条の2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない

③家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものである。生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

①児童の出席停止

第35条 市町村教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときには、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

①定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

②学校及び学校の教職員の責務

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

③学校いじめ防止基本方針

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

④いじめの防止等の対策のための組織

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

⑤いじめに対する措置

第23条

- 一 教職員や保護者などは、児童生徒からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとる。
- 二 学校は、通報を受けたときや、学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。
- 三 いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
- 四 必要な場合は、いじめを行った児童生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた児童生徒などが安心して教育を受けられるようにする。
- 五 いじめの事案に係る情報をいじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者と共有するための措置などを行う。
- 六 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は所轄警察署と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑥校長及び教員による懲戒

第25条 校長及び教員は、児童生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときには、適切に懲戒を加える。

⑦学校の設置者又は設置する学校による対処

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定により調査を行ったときには、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。